

ホーム / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.2594 食事を支給したとき

## No.2594 食事を支給したとき

[令和8年4月1日現在法令等]

### 対象税目

源泉所得税

### 概要

役員や使用人に支給する食事は、**次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。**

- 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- 次の金額が1か月当たり7,500円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

この要件を満たして**いなければ**、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した**残額が給与として課税されます。**

なお、上記（2）の「7,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなりますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

### 食事の価額

- 弁当などを購入して支給している場合には、業者に支払う購入金額
- 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

※ 会社などが社員食堂の運営を外部の業者に委託している場合であっても、その外部の業者に対して①社内の食堂や調理場等の施設を無償で使用させ、かつ、②食事の材料等を提供している場合（その外部の業者が材料等の仕入れを行うこととしている場合で、その外部の業者が会社に請求する材料費その他の費用の内訳が適正かつ明確に区分されているときを含みます。）には、上記2と同様に、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額を食事の価額として差し支えありません。

※ 軽減税率（8パーセント）と標準税率（10パーセント）が適用される場合の上記の「概要」（2）の「7,500円」以下であるかどうかの判定については、[食事を支給したときの非課税限度額の判定](#)を参考としてください。

なお、消費税の軽減税率制度に関する詳しい情報については、特設ページ「[消費税の軽減税率制度について](#)」を参照ください。

※ 食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり650円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

## 具体例 ①

(例) 1か月当たりの食事の価額が13,000円で、役員や使用人の負担している金額が6,000円の場合

この場合には、上記「概要」の(1)の要件を満たしていません。

したがって、食事の価額の13,000円と役員や使用人の負担している金額の6,000円との差額の7,000円が、給与として課税されます。

## 根拠法令等

所法36、所基通36-24、36-38、36-38の2、昭59直法6-5、平元直法6-1外

## 関連リンク

◆関連する質疑応答事例《源泉所得税》

・ [使用者が使用人等に対し食事代として金銭を支給した場合](#)

## お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。電話相談をご利用ください。

このコンテンツはお役にたちましたか？

はい

いいえ

今後の改善のための参考とさせていただくため、アンケートを実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

[アンケートへ](#)

[このページの先頭へ](#)

### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)

## 具体例②

ホーム / 法令等 / 質疑応答事例 / 源泉所得税 / 使用者が使用人等に対し食事代として金銭を支給した場合

### 使用者が使用人等に対し食事代として金銭を支給した場合

#### 【照会要旨】

A社は、同社の使用人又は役員（以下「使用人等」といいます。）が同社の指定した近隣の飲食店（以下「指定飲食店」といいます。）を昼食で利用した場合に、使用人等が指定飲食店に支払った食事代の50%相当額を負担金（以下「本件食事代負担金」といいます。）として支給する制度（以下「本件制度」といいます）を設けています。

なお、使用人等は、指定飲食店において食事の提供を受けた後、食事代を支払い、指定飲食店から領収証（以下「本件領収証」といいます。）を受領しており、本件領収証には利用日、食事の内容及びその金額が表示されています。

〔本件制度の概要〕

- (1) 使用人等は、本件領収証をA社に提出する。
- (2) A社は、本件領収証に記載された利用日とその使用人等の出勤日であること、食事の内容を確認する。
- (3) A社は、本件領収証に記載された食事代の50%相当額を個人別に集計し、月末で締めて翌月5日に、本件食事代負担金を使用人等の預金口座に振り込む。
- (4) 本件食事代負担金は、月額7,500円（税抜）を上限とする。  
この場合、使用人等が受ける本件食事代負担金に係る経済的利益はないものとして取り扱って差し支えありませんか。

#### 【回答要旨】

使用人等が受ける本件食事代負担金は、その使用人等に対する給与所得の収入金額となり、その経済的利益をないものとして取り扱うことはできません。

（理由）

使用者が役員又は使用人に対し食事を支給する場合に、その役員又は使用人から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の50%相当額以上であり、かつ、使用者の負担額が月額7,500円を超えないときには、その役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとして取り扱っています（所得税基本通達36-38の2）。

例えば、使用者と飲食店との間の契約により使用人等の食事代を使用者が飲食店に支払う場合は、この「使用者が役員又は使用人に対し食事を支給する場合」に該当するものとして取り扱って差し支えありませんが、使用人等が飲食店に食事代を支払い、使用者が現金で食事代を補助する場合には、食事という現物ではなく金銭を支給するものであることから、この「使用者が役員又は使用人に対し食事を支給する場合」に該当せず、昭和59年7月26日直法6-5、直所3-8「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」に該当するものを除き、補助をする全額が給与として課税されることとなります。

照会の本件制度では、本件食事代負担金を使用人等の預金口座に振り込むこととされており、A社が使用人等に支給するのは食事ではなく金銭であるため、所得税基本通達36-38の2の適用はありません。

## 【関係法令通達】

所得税基本通達36-38の2、昭和59年7月26日直法6-5、直所3-8「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」

### 注記

令和8年4月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [源泉所得税](#) / [使用者が使用人等に対し食事代として金銭を支給した場合](#)

### 税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

### 刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

### 法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

### お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込み詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

### 国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署・税務大学校等）